

令和2年4月24日
最終更新日 令和2年4月27日

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止（休業）の
要請を行った施設について（公表）

大阪府では新型コロナウイルス感染症の防止対策のため、大阪府緊急事態措置により、令和2年4月14日から感染の拡大につながるおそれのある府内の施設に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく、施設の使用制限等の協力要請を行ってきました。

つきましては、令和2年4月24日時点において、営業を継続している以下の番号1から6の施設について、同日付で、同法第45条第2項に基づく施設の使用停止（休業）の要請を行ったので公表しました。

また、令和2年4月27日現在において、営業を継続している以下の番号7から9の施設について、同日付で、同様に施設の使用停止（休業）の要請を行ったので公表します。

なお、本府において施設の使用停止（休業）を現地確認ができた場合は、施設等名称、所在地の掲載情報を削除しております。

番号	施設等名称	所在地	要請の内容	要請の理由
1			※1	新型コロナウイルスのまん延防止のため
2			※2	
3	P. E. KING OF KINGS 大和川店	堺市堺区南島町1-44-12	施設の使用停止 (休業)	
4	HALULU	堺市北区金岡町192-1		
5	ザ・チャンスα	堺市美原区黒山611-1		
6			※3	
7	P. E. KING OF KINGS 大阪本店	大阪市旭区高殿6-16-20		
8	P. E. KING OF KINGS 高槻店	高槻市辻子3-6-6		
9	ミスターパチンコ 日根野店	泉佐野市日根野3929-1		

※1及び2 4月25日午前10時時点、番号1、2の店舗について、休業を確認。

※3 4月26日午前11時時点、番号6の店舗について、休業を確認。